

## 亀山市こども計画（仮）骨子案に対する意見

### 【共通意見】

| 該当ページ | 項目                             | 意見  |
|-------|--------------------------------|---|
|       | 計画全体                           | 計画の名称が「亀山市こども計画（仮）」とひらがな表記であるのに対し、本文中では「子ども」という表記になっている。国が「こども家庭庁」や「こども基本法」において、年齢による区切りをなくし、権利主体としての「こども」を尊重する意図でひらがな表記を採用している流れを踏まえ、本計画においても理念との整合性を図るため、表記を「こども」に統一すべきであると考え、計画内で使い分けるのであれば、その意図を計画に示されたい。 |
| 37    | 第2章 亀山市の現状と課題<br>4. 計画策定に向けた視点 | (1) こどものライフステージ別の支援に関する視点<br>(2) 全ての子どもへの支援に関する視点<br>この2つの視点が重複しているため分かりやすく見直すべきである。  |

## 亀山市こども計画（仮）骨子案に対する意見

### 【個別意見】

| 該当ページ | 項目   | 意見   |
|-------|--|--|
| 3     | 第1章 計画策定に当たって<br>5. 計画の策定体制<br>(3) パブリックコメント | 骨子案の段階で計画の中にパブリックコメントのことを記載した意図は何かの。   |
| 4     | 第2章 亀山市の現状と課題<br>1. 亀山市の子どもと若者を取り巻く状況        | この項目に正規、非正規別の保育士や教職員などの数と充足数が必要である。  |
| 4     | 第2章 亀山市の現状と課題                                | 合計特殊出生率のところだけ国や県との比較の書き込みがあるが、全体を通して亀山市が俯瞰的に見てどのような状況なのかがわかる表記にすべきである。   |
| 38    | 第3章 計画の基本的な考え方<br>1. 基本理念                    | 児童の権利に関する条約（子どもの権利条約）や日本国憲法に基づく内容を基本理念に入れるべきである。<br>以前にも指摘したが、笑顔と一言で言っても現在では複雑な意味合いもあり、あえて基本理念にしない方が良いと考える。「こどもまんなか」が新たに入ったので「笑顔輝く」を削除すべきである。  |
| 40    | 第3章 計画の基本的な考え方<br>3. 計画の体系                   | 第2章の意見聴取結果（P. 14-15）において、未就学児や小学生から「雨の日や暑い日でも遊べる場所」、保護者からも同様のニーズが明確に示されている。昨今の酷暑等の気候変動を鑑みれば、これらは単なる要望ではなく、こどもの権利である「遊ぶ権利」を保障するための喫緊の課題である。しかし、施策の方向性にこれに対する具体的解決策が見当たらないため、「全天候型（屋内）の遊び場の整備」を新規重点事業として明確に位置付けるべきである。 |

## 亀山市子ども計画（仮）骨子案に対する意見

### 【個別意見】

| 該当<br>ページ | 項目  | 意見   |
|-----------|---|--|
| 40        | 第3章 計画の基本的な考え方<br>3. 計画の体系<br>基本目標1 子どもの将来にわたるウェルビーイング<br>を支援します<br>青年期 施策①若者の家庭づくりへの支援 | 望まない妊娠や若い女性のやせ問題など青年期の様々な課題に対して施策が「家庭づくりへの支援」のみでは充分ではないと考える。施策を見直すべきである。 |
| 40        | 第3章 計画の基本的な考え方<br>3. 計画の体系<br>基本目標2 子どもの健やかな成長を応援します<br>施策②多様な居場所の確保                    | 「年齢に応じた居場所の確保」のほうが分かりやすいと考える。施策を見直すべきである。                                |